

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、富津市長から、平成25年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成26年3月26日

富津市監査委員 高橋 聖

富津市監査委員 福原 敏夫

【措置事項】

○ 平成25年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
つり銭について		
<p>つり銭については、富津市財務規則第159条第3項に規定する歳計現金が使用されるものであるが、つり銭の出所不明のものや、職員が個人負担で用意しているものなど、適正を欠く取扱いがされているので是正されたい。</p>	<p>平成25年12月より富津市財務規則第159条第3項の規定による会計管理者がつり銭又は両替に充てるため保管できる現金の一部を借り受けることとしました。 なお、日直業務における火葬場使用料のつり銭についても、同様です。</p>	<p>【市民部】 市民課 課税課 天羽行政センター</p>
	<p>平成25年12月26日、27日の夜間納付窓口開設時から、会計課から借り受けた歳計現金で対応することとしました。</p>	<p>【健康福祉部】 子育て支援課</p>
	<p>つり銭については、歳計現金を使用し適正に処理します。 また、出所不明のつり銭については、雑入として納入しました。</p>	<p>【建設部】 管理課 建設課 街づくり課</p>
道路占用料等について		
<p>道路占用の許可に伴う占用料の額及び占用期間の表記に一部誤りがあったので、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>道路法及び富津市道路占用料条例に基づき適正に処理します。</p>	<p>【建設部】 管理課</p>
消費税及び地方消費税の申告納付額について		
<p>一般会計から水道事業会計に支出している消火栓新設改良負担金については、資産譲渡の対価に該当しないことから、不課税収入とすべきであるが、課税売上げとして申告してあるため消費税及び地方消費税が過大納付となっている。よって、時効に至っていないものについて、還付の手続きを行う必要がある。</p>	<p>平成25年12月に平成20年度から平成24年度までの消費税及び地方消費税の更正の請求及び更正の申出を行いました。平成26年2月28日に木更津税務署から更正通知書を受領しました。</p>	<p>【水道部】 業務課</p>
取替資産の減価償却について		
<p>取替資産（量水器）に係る減価償却額の算出に誤りがあるので是正されたい。</p>	<p>減価償却費の算出については、平成26年度是正してまいります。</p>	